

## 東広島市農業委員会平成31年3月（第3回）総会議事録

- 1 開催日時 平成31年3月28日(木) 午前9時30分から11時30分まで
- 2 開催場所 市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 22人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	小倉亜紗美	3	長原毅
4	清水寿昭	5	森原敏昭	6	岡本義則
7	古本啓之	8	脇坂俊之	9	原茂正
10	台川洋子	11	杉本源藏	12	加栗建男
13	窪田恒治	15	田辺寿孝	16	黒川克輝
17	小池智慧登	18	古川国昭	20	瀬戸則昭
21	岡土居正弘	22	住井正美	23	木原省五
24	立川万里子				

- 4 欠席委員 2人

番号	氏名	番号	氏名
14	佐伯隆弘	19	在間千鳥

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 6番 岡本 義則 委員 7番 古本 啓之 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第9号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見決定について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 12 号 農地法関係事務処理要領の改正について

(5) 報告

報告第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（買受適格証明分）に対する許可処分について  
報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 13 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第 14 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) その他

- (1) 女性部会農作業安全取扱講習会の報告について
- (2) 平成 31 年度東広島市農業委員会総会スケジュールについて

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係長	法 専 信次郎	
農地係主査	定 棟 香奈子	
農地係主任	津 山 隆 之	
農地保全係主任主事	關 憲 次	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長	貫 名 直 弥	
生活環境部豊栄支所地域振興課主査	岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課主査	木 村 ゆかり	

(農業委員会事務局以外の職員)

農林水産担い手支援係主任 松 岡 元 気

議 長	<p>これより平成31年3月の総会を開会いたします。</p> <p>これからは座席の上で議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>在任委員数24人中22人の委員の方のご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しておりますので、会議は成立をしております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、6番の岡本委員さん、7番の古本委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、平成30年3月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は平成31年3月28日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず初めに、議案第9号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課さんより説明をお願いいたします。</p>
松岡主任	<p>議長、農林水産課松岡、それでは、議案第9号について、東広島市農林水産課のほうからご説明申し上げます。</p> <p>申しわけありません、議案の説明に先立ちまして、議案に訂正がございますので、そちらのご報告をさせていただきます。</p> <p>議案第9号、別紙1をご覧ください。</p> <p>資料の2ページ、案件で申しますと、位置番号5です。5筆ほどが連なっている案件なんですけれども、こちらの理由欄、除外の理由欄の2行目につきまして、「農地への影響もであり」と記載されておりますけれども、正しくは「農地への影響も軽微であり」でございます。「も」と「で」の間に軽微の文字が欠けておりました。訂正し、おわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。</p> <p>それでは、議案第9号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明申し上げます。</p> <p>これより着席して説明させていただきます。</p> <p>議案第9号は、本年1月に受け付けしました農業振興地域の農用地区域からの除外申し出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する必要が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>それでは、今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点について、主な概要を説明いたします。</p> <p>改めて、議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案の2ページ、農用地区域からの除外でございます。</p> <p>本案においては、住宅、または福祉施設の拡張などを目的とした9件の申し出に基づくものと、集団的な営農が見込めない狭小な農地に対する市の職権判断等による除外2件を合わせ、合計で15,136.5㎡を除外しようとするものでございます。これらの案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJ A、土地改良区など関係機関と事前の審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申し出地における土地改良事業の有無につきましては、続く3ページのほうに記</p>

松岡主任	<p>載しております。</p> <p>その結果、一覧表にある案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続きまして、4ページをお開きください。</p> <p>農用地区域への編入でございます。</p> <p>本案は、2ページの除外案件の2番に関連しておりまして、農地とその農地に隣接する団地の宅地が同面積の土地を交換し、農地の一边を直線に成形することで営農条件を改善しようとするもので、1件、面積にしては非常に狭いんですけども、13.62㎡を編入しようとするものでございます。</p> <p>なお、今回の変更の際には、用途区分の変更の申し出はございませんでした。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては、6ページのほうに記載しておりますので、こちらは適宜ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、農林水産課の松岡主任よりご説明いただきました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問ございましたらお願いいたします。</p> <p>ございませんか。よろしゅうございますか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>それでは、ご質問がないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第9号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さん賛成でございますので、議案第9号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の松岡主任、ありがとうございました。</p> <p>じゃあ、退席のほうお願いいたします。</p>
	<p>&lt; 松岡主任退席 &gt;</p>
議長	<p>それでは、続きまして議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
定棟主査	<p>それでは、総会議案の2ページをご覧ください。</p> <p>議案第10号について説明いたします。</p> <p>今月は10件の申請がありました。内訳は5ページをご覧ください。</p> <p>田21筆、32,290㎡、畑3筆、883㎡、合計24筆、33,173㎡です。</p> <p>内容については座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、33-1について説明します。</p> <p>●●の北東300mのところ、経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、34-2について説明いたします。</p> <p>●●の南1kmのところ、親子間の贈与のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、35-3について説明します。</p> <p>●●の西1.5kmのところ、経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、36-4について説明します。</p> <p>●●の東1.8kmのところ、耕作者へ売買のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p>

定棟主査	<p>続いて、37-5について説明します。</p> <p>●●の北330mのところ、自宅隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、38-6について説明いたします。</p> <p>●●の北700mから1.2kmのところ、自宅近くで耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。なお、申請地の2筆は利用権設定により農事組合法人に賃借していますが、受人は法人構成員であり、法人で農業従事していること、また経営地1,645㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しております。</p> <p>続いて、39-7について説明します。</p> <p>●●の南東1kmのところ、親戚間の贈与のため既に受人が耕作している申請地の所有権を移転するものです。受人は、現在、青年就農給付事業の認定を受け、主に白ネギ等の野菜を作付されています。その事業の要件の一つとして、このたび所有権移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、40-8について説明します。</p> <p>●●の南西90mのところ、経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、41-9、42-10について関連しますので、一括して説明します。</p> <p>●●の北東1kmのところ、経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。申請地は、昨年7月の豪雨災害により被災し、土砂が入っていますが、許可後に流木等を撤去し、耕作土を敷きならし、農地に復元する計画です。</p> <p>以上、10件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが。</p>
古本委員	<p>7番古本です。申請39-7、豊栄町吉原、この受人の●●さんは新規就農で、事務局から説明があったとおりののですが、今回相続の関係で●●の方が相続されたものを継続して営農、耕作中の農業者の方が受けられるということで、新規就農で計画的にされておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。そのほかにございますか。</p>
岡本委員	<p>6番の岡本です。36-4、この5人が贈与を受けたのを今までつくってもらっていたらしいんです。それが今回もう整理しようというので、●●の方に売ったということです。当初は、私も耕作放棄地ができるんじゃないかと思って確認したんです。ただ、そうじゃなくて、今までつくってもらったところへ買ってもらったということのようです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。そのほかにございますか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>それでは、ないようでございますので、質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いしたいと思います。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>それでは、ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p>

	事務局の説明を求めます。
津山主任	<p>それでは、総会議案の6ページをご覧ください。 議案第11号について説明します。 今月は20件の申請がありました。内訳については、総会議案の11ページをご覧ください。 田35筆、27,975㎡、畑3筆、1,897㎡、合計38筆、29,872㎡です。 内容については座って説明させていただきます。 それでは、51-1について説明します。 資材置場への転用事案です。受人は、●●町に居住し工務店を営んでいます。申請地は、平成30年2月総会において農地法第3条を許可申請し、許可となり、渡人が所有していますが、渡人が体調を崩し、自宅からの通作が難しいことから、このたび受人と話がまとまり、農地法第5条の許可申請がされたものです。受人は、隣接地に製材のための加工場を有しており、原木の仮置場や乾燥用スペースとして使用していますが、木材の搬出入の際の仮置場が手狭となっていることから、資材置場として整備するため転用しようとするものです。申請地は、JR風早駅北700mに位置する第3種農地です。</p>
津山主任	<p>続いて、52-2について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、河内小学校の西290mに位置する第3種農地です。 続いて、53-3について説明します。 一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●町にて親と同居しています。このたび実家近くの本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西560mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。 続いて、54-4について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西1,300mに位置する第2種農地です。 続いて、55-5、56-6は同一案件ですので、一括して説明します。 東広島市によります保育所への転用事案です。現在、東広島市は待機児童数が県内でも多く、待機児童の早期解消を目指しています。このたび老朽化の著しい●●の建替えが急務であり、規模等から現地での建替えが不可能であるため、受人は代替地を検討した結果、児童の定員数から算出した必要面積を満たす場所であり、かつ既存保育所の立地状況から見た保育所の需給バランスを考慮し、当申請地を選定しています。 なお、受人は土地造成までを行い、建物については、複数の者からの提案を受けて設計者を決めるプロポーザル方式により選定された民間業者が建設し、現保育所を引き継ぐ形での移転民営化の計画です。申請地は、●●の南西570mに位置し、●●地区として昭和50年度から昭和60年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。 本件は、農地法施行規則第37条第1号「申請に係る農地を公益性の高いと認められる事業の用に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発行為にかかわる協議申し出については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは平成31年3月14日付で除外済です。 続いて、57-7について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、コンサルティング業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東290mに位置する第2種農地です。 続いて、58-8について説明します。 キャンプ場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、旅館業を営む会社です。このたび大芝島にキャンプ場を整備するため、海岸沿いにある景色のよい本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東2,400mに位置する第2種農地です。また、農振農用</p>

津山主任	<p>地からは平成31年3月14日付で除外済です。</p> <p>続いて、59-9と60-10は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西430mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、61-11について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。現在、受人は土地造成事業や賃貸物件の管理を行っていますが、効率的に資材供給を行うため、本社からも近い本申請地を資材置場として、また土のうなど災害用緊急資材の備蓄スペースとして転用しようとするものです。申請地は、●●の東220mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、62-12から64-14は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、●●を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東420m及び520mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、65-15について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。現在、アパートに居住していますが、家族が増え、手狭となったため、実家の隣にある本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の西670mに位置し、●●地区として昭和43年度から昭和49年度にかけて実施された農業構造改善事業により整備された第1種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは平成24年11月13日付で除外済です。</p> <p>続いて、66-16について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西3kmに位置する第2種農地です。また、農振農用地からは平成31年3月14日付で除外済です。</p> <p>続いて、67-17について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西3kmに位置する第2種農地です。また、農振農用地からは平成31年3月14日付で除外済です。</p> <p>続いて、68-18について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は●●に居住し、●●を営んでいます。このたびこれまで使用してきた●●の資材置場が手狭となり、申請地を新たに資材置場として転用しようとするものです。申請地は、●●の南西690mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、69-19、70-20は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>建て売り住宅への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび本申請地に建て売り住宅21棟を建築、販売するため転用しようとするものです。申請地は、●●の西750mに位置する第2種農地です。また、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。なお、申請地は過去に一部土が入っていることから、経緯書を聴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>以上、説明しました20件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号53-3から56-6、65-15、69-19、70-20については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんのほうから必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、ございますか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、質疑に入りきます。</p>

	ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	<p>それでは、ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、7ページの53-3から8ページの56-6、10ページの65-15、11ページの69-19、70-20については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成でございますので、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、53-3から56-6、65-15、69-19、70-20については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第12号「農地法関係事務処理要領の改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>議案第12号「東広島市農地法関係事務処理要領の改正につきまして」説明を申し上げます。</p> <p>別紙2の議案第12号をご覧ください。</p> <p>なお、議案につきましては、平成30年3月の改正時と同様に、従前との対比がわかりやすいよう、新旧対照表で対応させていただいております。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。</p> <p>内容につきましては、着席にて説明申し上げます。</p> <p>本市の農地法事務処理要領は、許可事務を県内他市町村と統一的に行えるよう、広島県の農地法関係事務処理ガイドラインに沿った内容にしております。このたび法改正等により、県のガイドラインが改正されたことにあわせて、同じ内容に本市の事務処理要領の改正を行おうとするものです。</p> <p>主な改正内容でございますが、議案表紙の次のページ、改正項目をご覧ください。</p> <p>まず、第1部、本文の改正点ですが、農振農用地区域からの除外を伴う事案の事務処理につきまして、第1部、本文に農地転用許可申請書の受け付けは、農地法第11条項目の後とすることを明記しました。また、先般の法改正に伴い、新設された農作物栽培高度化施設の設置のための届け出に関する手続の手法等を51ページから61ページに新設いたしました。また、最終ページの66ページに農地法に基づく処分に係る行政不服審査事務について一覧表を追加しております。</p> <p>次に、第2部の審査基準の改正点ですが、太陽光発電設備への転用許可に係る記述の追加と削除が主な項目となっております。1点目は、FIT法において、発電事業者変更認定等が必要な場合の農地転用許可事務において、事業計画認定見込みで許可を行った場合は、転用事業者に対し、認定がおりた後、直ちに事業認定書を提出するように指導すること。2点目として、平成29年4月のFIT法改正後、事業計画変更認定を受けたものに限り、転用許可申請時の電気事業者の連携契約の写しの添付を削除すること。3点目として、被害防除措置、特に配水関係の妥当性の確認方法に関し、農業委員会が必要と認めた場合、転用許可申請者に対し、隣接地、農地所有者の同意書及び申請地の縦横断図の添付を求め、それらの資料及び現地調査により被害防除の妥当性を審査することでございます。</p> <p>なお、本日議決いたしましたら、平成31年4月以降の申請分からの適用となります。</p> <p>また、表の左端に記載しておりますページ数は、議決をいただきました後、お配りさせていただきます新たな事務処理要領に対応しておりますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。</p> <p>済みません、先ほどの農振の関係で「農振法」のところを「農地法」と申し上げましたので、訂正させていただきます。申しわけございません。</p> <p>説明は以上でございます。</p>



議 長	<p>ありがとうございます。 只今、事務局から説明がございました。 質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたしたいと思います。</p>
森原会長職務代理者	<p>ちょっと聞いてみるのですが、高度化施設の、高さ制限ですが、普通の宅地にもひょっとしたら適用するのですか。これは。農業設備だけが高さ制限を受けるのですか。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>宅地には適用しません。</p>
森原会長職務代理者	<p>適用は農業設備だけということですか。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>先般の法改正により、農地に対する農業設備の影響、高度化施設のみです。</p>
森原会長職務代理者	<p>高度化施設だけということですか。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>はい、そういうことです。</p>
議 長	<p>そのほか何かございますか。 ちょっと委員の皆さん方、太陽光発電が今どんどんへております。また先ほどのFIT法ってというのがございますが、これは固定買い取り、定額買い取りの制度で、住宅用の中には今年の11月には買取が期限切れになります。今後、太陽光がどんどんへるといのは蓄電池型のことを考えておられるんだろうなと思うんです。ですから、蓄電池に電気をためていくというやり方なんです。京セラが蓄電池用のネットワーク化を考えております。京セラが蓄電池をつくって、そこへ全部蓄電して、それを今度はいろんなネットワーク化をして防災とかいろんなものに電気を使おうと、こういうネットワーク化を考えておられると聞いており、どうもこれだけ買取価格が安くなってもまだへるのかなと思いはあります。これは化石燃料が引き起こす温暖化の問題に絡んでいるのだらうと思います。</p>
森原会長職務代理者	<p>企業のCO<sub>2</sub>は削減対象になるのですか。</p>
議 長	<p>はい、そうでしょう。そのほか委員の皆さん、ご質疑はございませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、ご質問がないようでございますので、採決に入ります。 議案第12号の「農地法関係事務処理要領の改正について」は、議案のとおり平成31年2月並びに3月に改正された広島県の農地法関係事務処理ガイドラインを準用して改正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 それでは、全員賛成ですので、議案第12号「農地法関係事務処理要領の改正について」は、議案のとおり改正することに決定をいたします。 なお、只今改正することに承認いただきましたので、改正後の農地法関係事務処理要領、平成31年4月1日の申請分から適用する要領を本会閉会後に配付いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。 続きまして、日程第4の報告に入ります。 報告第10号から第14号について事務局の説明を求めます。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>報告第10号から第14号までを一括して説明いたします。 本件は、東広島市農業委員会規定に基づいて専決処分したものです。 内容は着席にて説明申し上げます。 報告事項の1ページから2ページをご覧ください。 平成30年12月総会の議案第61号で「国税徴収法による農地等の公売に伴う買受適格証明（農地法第3条関係）に対する処分決定について」、許可相当のご議決をいただいた件で、当該申請人が最高価格買受申込者となり、農地法第3条の許可申請の提出があったことから事務局で専決し、申請者へ許可証を発行したものです。</p>

<p>法 専 農 地 係 長</p>	<p>続きまして、3ページから8ページをご覧ください。 市街化区域内における農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となる案件です。 3ページから4ページは、農地法第4条第1項第7号の規定による届け出を2件、5ページから8ページは、農地法第5条第1項第6号の規定による届け出を11件受理しました。 続いて、9ページから13ページをご覧ください。 法務局から農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんと現地調査を行い、11件のうち3件、9筆を農地、30-1と31-2、40-18、その他8件、15筆について非農地との回答をいたしております。 続きまして、14ページから15ページをご覧ください。 農業用施設への転用届け出に関するもので、農業用倉庫について1件の受理をいたしております。 報告事項は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、次に日程5のその他に入ります。 女性部会農作業安全取扱講習会の報告について、台川女性部会長さんのほうからご報告をお願いいたします。</p>
<p>台 川 委 員</p>	<p>失礼いたします。女性部会部会長の台川です。 今年度の女性部会の活動の一つとして、女性を対象とした農作業安全取扱講習会を広島中央農協さんの協力をいただき、開催いたしました。この講習会は昨年度も実施しましたが、今年度は一般女性の参加を募って開催いたしました。昨年は雨が降り続いて体験できなかったのが心配でしたが、今年は快晴となり、ほっとしました。 応募人数は13名です。事前にどんなことを研修したらいいのかアンケートをしましたが、思ってもいなかったチェーンソーを学びたいとのご要望があり、無理を言ってチェーンソーを追加してもらいました。まず、座学をして、農作業中の事故防止のポイントを習いました。この後、圃場に行って、前もってアンケートをとった研修会希望事項をいろいろ教えていただきました。トラクターで田をならす際、あぜ際に土が寄ってしまうが、うまく均等にならず方法が知りたいとか、偏った土を移動する方法とかを習いました。管理機、コンバインを体験しました。予想外にチェーンソーの説明が上手でわかりやすかったのもありますが、人だかりができて、説明に聞き入っていました。また、実際に切ってもみました。チェーンソーのかけ方も結構簡単に調節できるのがわかりました。また、混合の入れ方とか、オイルが切れると機械が傷むとか、基本的なことがわかっているといたないとでは機械の寿命が違うので、とても勉強になりました。 参加された方にどうでしたかと聞いてみると、とても楽しかったとおっしゃっていました。また、車だと自動車教習所があるのに、農機具は教習所がないよね、有料でもいいからあったらいいのになと意見もありました。教習所でしっかり教えてもらえば、事故も少しは減らせるかもしれません。このような研修会で農業を楽しんでやる人が増え、野菜をつくってみたいとなり、農業に関心を持っていただけたらと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 小倉委員さん、実際に参加していただいて、何かご感想がありましたらお願いします。 それと、先ほどの蓄電池用のほう、あれは小倉委員さんの専門ではないですかね。後からそれもついでにお願いします。</p>
<p>小 倉 委 員</p>	<p>座ったままでいいですか。 農作業安全取扱講習会は、昨年度は農業委員の女性部会のメンバーのみが参加するという形だったんですけども、今年一般の方が参加してくださったことで、農業をしている方もそうですけど、例えば家に農地があって、でも女性は危ないからといって農機具をさわらせてもらえないけど、やってみたいって人が教えてもらう前におじいちゃんが亡くなってしまって、家の農機具が使えないままであるという状態の女性の方とかが参加されていて、やはりこういった安全講習会に対する要望がたくさんあるのじゃないかなという気がいたしました。なので、今後も定期的に開催していくことで、やってみたいけれども、ちょっと一歩踏み出せないという方が一歩踏み出すきっかけになるんじゃないかなと思うので、これは今後</p>

小倉委員	<p>も継続的に開催できるといいなというのが私の感想です。</p> <p>あと、私はちょっと機械工学を学んでいたことがあるんですけども、機械工学を学んだり、工場で働く人というのは回転する機械に巻き込まれないようにするために、安全に対して徹底的に、服装、袖をとめなければいけないとか、髪の毛をくくらなければいけないとか、そういったことを初めに徹底的に教え込まれる上に、工場だとお互いに監視、悪い意味ではなく、お互いに安全対策を怠らないような監視体制ができ上がってるんですけども、農業ではそういったことが、個々の農地でやるということもあってなかなかできないので、事故が多いのじゃないかなというのをとても感じました。</p> <p>また、トラクターとか農機具の取り扱いが車の運転に似ているようで、同じ名前がついているレバーを引いても、同じ操作ではないとか、特殊な動きをするので、なじみのない人にとってはしっかり講習を受けなければ危険なことがたくさんあるんじゃないかなというのはすごく感じました。</p> <p>それと、FITのことでですけども、固定買い取り制度は今年の11月から、10年前に初めてこの法律が始まったときに買い取ってもらった人の買い取りが終わるということで、今新たな事業者が参入してそれを買い取ろうという動きもありますし、それから蓄電池も、もちろん広がってきていて、住宅でいうと、2020年に新しく建てる住宅はゼッチ、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、家庭のエネルギーを全部自然エネルギーで賄えるように、金銭的にもプラス・マイナス・ゼロになるようにというふうなものが国の政策として入っているので、太陽光パネルがどんどん浸透していくという動きは余り変わらないであろうと思います。東広島市の地球温暖化対策推進計画も10年前に策定にかかわったことがあるんですけども、そこでも自然エネルギーを普及させるということが明記されておりますので、FITの買い取り価格は年々下がっていきつつありますが、太陽光パネルの価格も下がっていきつつありますので、そこは多分会長がおっしゃられたように今後も、農地に関してどれぐらい今後広まるかというのは私もちゃんと把握できていないですけども、増加していく傾向にあるのではないかなと考えています。</p> <p>ちなみに、うちの自宅にも蓄電池と太陽光パネルをつけていますけれども、自宅で使用した、昨年度、昨年1年間使用したエネルギーに対して発電した量は1.3倍だったので、自分の家で消費してるエネルギーよりも、蓄電池と太陽光パネルを組み合わせると、発電した容量のほうがはるかに多くて、金銭的にもプラスで、プラス7万円ぐらいになっていたの、住宅に関してはどんどん普及していきだろかなというふうには思っていますが、農地に関してはちょっと勉強不足で、どれぐらいかというのはまだ認識できていません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>農地に関しては立川委員さんがよくご存じではないですか。委員さんのほうから何かありますか、今の農機具の関係等、ほかを含めて。</p>
立川委員	<p>あの農機具については、今、小倉委員さんが言われたように、いろんなことがあるんですが、太陽光の農地ということになると、とくにはありません。</p>
小池委員	<p>17番の小池です。この間、別の会議に出たんですが、農作業中トラクター等の事故では、平成30年中、全国で亡くなった方が314人おられるという話が出ました。というのは、そのときに出たのに、農機具で特に大きいのはトラクターかコンバインなのですが、トラクターには必ずシートベルトがついているんです。農作業でトラクターへ乗られるとき、シートベルトをかけて乗っておられる人が実際におられるかどうかというのが一つあるんです。</p> <p>それからもう一つは、頭を打たらないといけないのでヘルメットですね。利用者へは必ずヘルメットの着用を義務づけております。でも農作業中はヘルメットを着用しろとは余り言わないのです。</p> <p>それと、怪我をするのが、草刈り機ですね。足を切ったりなんかするとか、それからひもとチップソーでは違いますが、石とか小石が飛んできます。私も草をひもで刈ってて、軽トラの左側のドアのガラスを2回割りました。後ろの小さい窓、これも1回割りまして、よっぽど車を離してってやらんと石が飛んでですね、そういうのがあるので、気をつけられたらいいんじゃないかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>

議 長	<p>農作業中の事故について小池委員さんがおっしゃられましたが、死亡事故が一番多いのは実は伐採なんです。いろいろ木を倒すときのあの伐採が一番多いんです。その次が農機具の運搬です。</p> <p>草刈りで一番嫌なのは先ほどおっしゃった石が飛ぶやつですね。私も3年ぐらい前、軽トラの窓ガラスを割りまして、高くつくんですね。そういうことで、皆さん方、シートベルトについて聞いてみましょうか。先輩の方々でシートベルトをやっておられる方、手を挙げてください。</p>
議 長	<p>作業をする際はシートベルトをひとつお願いしたいのと、一番怖いのは田植え機です。田植え機は重心が高いので転倒しやすい。法人が使用しているのは大型なんで大丈夫でしょうが、4条型ぐらいだったら、田植え機が一番重心が高いです。</p>
小池委員	<p>転倒するんですね。</p>
議 長	<p>そうです。あれが一番重心が高いんです。</p>
小池委員	<p>トラクターでもそうなんです。最近、土地改良をやったところは進入路の勾配が割と緩いんですが、昔のは勾配がきついんですよ。きつかったらトラクターは後ろのロータリーを下げてフリーにしてそれを使って前に行くか、それとも今度はバックするかです。大体トラクターというのはこういうふうになるんです。田植え機もそうです。土地改良する前は田植え機の前におもり代わりに家内に乗ってもらって上がってたですからね、そういうことがありますので、やっぱり一つ一つの作業が非常に大事じゃないかということです。</p> <p>それから、私のところでは、トラクターで200kgのミネラルGを撒きます。コンポキャスターに1袋入れて、進入路を積んだままで上がってたんですが、途中でひっくり返しまして、2mぐらい下へ落ちました。たまたま人間が怪我をしなくてよかったんですが、それ以降は必ず、田んぼの中に入ってからコンポキャスターへミネラルG200kg入れるということを徹底しています。大きい事故というのが、そのトラクターで2mぐらい下の道路へ落ちましたがたまたま怪我がなかった。5条植えのコンバインで85馬力といたら結構大きいんですが、上にいるダンプカーへ生もみを排出するため進入路をバックで上がっていました。ちょっと雨が降っていて下がぬかるんでいたんです。そしたら真横になってしまい、購入して一番最初、使い始めてすぐ壊したんです、余計な話かもわかりませんが、修理代が300万円かかりました。コンバインは1,200万円なんです、そのコンバインはヤンマーの保険に入っていました。それと県共済ですね、県共済が240万円か250万円出してくれました。それから、ヤンマーも出してくれて、足したら修理代より保険金が多くて法人が7万円程もうかつとるんじゃないかと思います。機械はちょっと傷ものにはなりましたが、そういうのがありました。私のところでは、法人の乗用の機械は全部農協の自動車保険、傷害保険に入っております。</p> <p>それからもう一つは、ハウスとかそういう施設ですね。あともう一つは、同じ乗用でも農協の分は人的な傷害なんです。それで県共済のほうは機械の保証というか、そういうのが二通りありますからね。それから入っていてやっぱり全然だめということじゃありません。ただし、余計になりますが、今年から収入保険に入っております。私のところでやっとなのが白ネギとアスパラとそれから水稲なんです、今までは県共済の水稲だけだったんです、作物からいうと。それが全部入って、要するに収入の乱高下があった場合に保証するというふうな制度です。今年から入りました。</p> <p>そういうことも含めて、必要ならば保険の担当を呼んで説明を受け、勉強されてやられるほうがいいのではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>収入保険は、ファーム・おだも入っておられますよね。</p>
森原会長 職務代理者	<p>はいそうです。</p>
小池委員	<p>ファーム・おだは1号でしたかな。</p>

議 長	<p>そうです多分1号だと思います。</p> <p>いつもバックで上がっていると、何となくトラクターのバックに入れたままで前へ行こうとする思いがあるんですね。バック。前へ入れたつもりが後ろに下がる。それで何件か落ちることがあります。私自身はまだないですが、ぼちぼちやるかもしれません。</p> <p>そういうことで、十分注意して作業していただきたいと思います。</p> <p>それでは、ほかにはございませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>それでは、スケジュール、その他皆さん方の委員さんのほうからございませんか。</p> <p>ないようでしたら、その他の報告で平成31年度の東広島市農業委員会総会スケジュールについて、事務局の説明をお願いします。</p>
定井農地保 全 係 長	<p>それでは、平成31年度の総会スケジュールについてご説明をさせていただきます。</p> <p>お配りしております資料に平成31年度東広島市農業委員会総会スケジュールとある資料をご覧ください。</p> <p>1月の総会のときにも配付をさせていただきましたが、そのときは今年の1月からの予定日を掲載しておりました。今回は、平成31年度の4月から来年、平成32年3月までの総会の予定日等を記載をしております。</p> <p>4月以降の日程で、前回お配りしたものと1カ所変更になっておりますので、説明をさせていただきます。</p> <p>5月総会ですけれども、当初開催予定時間を10時から12時までの午前中としておりましたが、時間を15時から17時までの午後に変更しております。また、会場につきましても、通常の本会4階の402、403の二部屋を使用しておりましたが、当日は403会議室の一部屋のみの使用となります。したがって、机の配置も通常の本会と異なり、スクール形式での開催となる予定でございます。委員の皆様には大変ご不便をおかけいたしますけれども、ご了承いただければと思います。</p> <p>なお、来月の4月の総会ですけれども、開催時間が午後からとなっております、総会終了後に推進委員さんとの全体研修会を予定しております。</p> <p>本庁の会議室等の都合によりまして、総会、研修会とも会場は広島中央農協さんの会議室等で行う予定としておりますことと、あと駐車場が本庁の駐車場と西条岡町の駐車場とで分かれて駐車していただくことになるかと思っておりますので、委員の皆様のご協力をよろしく願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>只今の説明について何かご意見、ご質問はありますか。</p>
	< なし >
議 長	<p>では、次回、4月の総会について、森原会長職務代理者さんのほうから説明をお願いいたします。</p>
森原会長 職務代理者	<p>それでは、次回の説明をいたします。</p> <p>次回4月総会は4月26日金曜日13時からとなっておりますので、時間を間違わないようお願いいたします。開催時間が午後からとなっておりますこと、また場所も広島中央農協さんの会議棟で開催となっております。お間違いのないようお願いいたします。皆様のご出席をお願いいたします。</p> <p>なお、総会終了後は、推進委員さんとの全体研修会を予定しておりますので、引き続きよろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方には、なかなかお忙しい中、またお疲れの中をご審議いただきましてまことにありがとうございました。</p> <p>以上で3月の総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 6番 岡本 義則 委員 7番 古本 啓之 委員